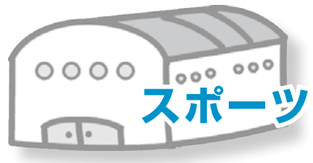

スポーツ用具の貸出、体育施設の使用のお知らせ

ニュースポーツ・体力測定用具の貸出方法などの変更

これまで、ニュースポーツ・体力測定用具の貸出は、㊢市民体育センターで行っていましたが、同センターの閉館に伴い、４月２日㈪より借用申込先などを変更します。

＜４月２日㈪から同30日（月・振）まで＞

借用申込先　㊢教育委員会保健体育課（尾末町1-38）（土・日曜日、祝日は、休業日）

＜５月１日㈫以降（※１）＞

借用申込先　（一社）彦根市スポーツ協会（稲部町607-1 稲枝商工会館内）（日曜日、祝日は、休業日）

※貸出場所は、申込時に説明します。

それぞれ詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。また、彦根市ホームページでは、市内および近隣の体育施設などの情報も掲載しており、随時更新していきます。

稲枝地区体育館と市立稲枝中学校運動場照明設備の使用受付方法などの変更

稲枝地区体育館と市立稲枝中学校運動場照明設備の使用申請受付は、稲枝地区公民館（本庄町60）で行っていますが、５月１日㈫より申請先を変更します（※2）。

申請先　（一社）彦根市スポーツ協会（稲部町607-1 稲枝商工会館内）（日曜日、祝日は、休業日）

市立小・中学校の体育施設の使用ルールの一部変更

市立小・中学校体育館をより多くの人に使用していただけるように、一部の日程については㊢教育委員会保健体育課で受付しています。また、４月１日㈰より、市立小・中学校体育施設の開放時間（土・日曜日、祝日）を８：30～21：30に拡大しました。

使用可能日程や申込方法など、詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

申込・問い合わせ先　㊢教育委員会保健体育課☎24-7975、FAX23-9190
（※１、２は（一社）彦根市スポーツ協会☎30-9674）

運営事業者が変わります 彦根市権利擁護サポートセンター

４月１日から３年間、センターの運営は、（社福）彦根市社会福祉協議会に委託されることとなりました。運営事業者の変更に伴い、電話番号などが変わりました。

名称　彦根市権利擁護サポートセンター

場所　㊢福祉センター別館２階（平田町670）

☎・**FAX**　22-2855番

FAX　22-2856番

彦根市権利擁護サポートセンターとは

成年後見の利用など、権利擁護に関する専門相談機関です。最寄りの相談機関である地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、市の関係課を専門的にサポートしているほか、市民の皆さんからの相談にも対応しています。

問い合わせ先　㊢介護福祉課☎23-9660番、FAX26-1768番、㊢障害福祉課☎27-9981番、FAX26-1767番

高宮町公衆便所を新設しました

中山道宿場街として多くの観光客が訪れる高宮宿の大鳥居近くに、公衆便所ができました。

名称　高宮町公衆便所

使用開始日　４月１日㈰

使用時間　常時開設

場所　高宮出張所付近（東向かい）

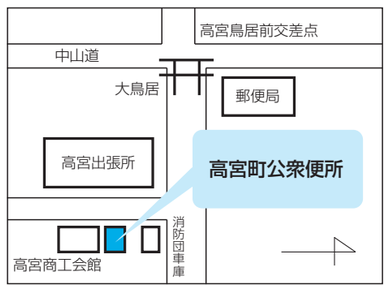

問い合わせ先　㊢生活環境課☎30-6116番、FAX27-0395番

平成30年度は固定資産税の評価替えの年です

土地と家屋の固定資産税額のもとになる評価額は、３年ごとに見直し（評価替え）を行うように定められています。

４月２日㈪から、縦覧・閲覧を開始する新年度の評価額は、次のような見直しをしたものです。納税通知書は５月に発送します。

土地の評価替え

土地の価格は、宅地・田・畑・山林などの種類別に、定められた評価方法で計算します。

〈宅地の評価〉

市内を土地の利用状況の似た区域にグループ分けし、「地価公示価格」「鑑定価格」をもとにその区域内の標準的な宅地の価格を求め、その価格の７割をめどに、評価額を算出します。

宅地の価格は、宅地が接する「街路の状況」「土地の形状」に応じて計算します。前回評価替えからの３年間の異動を現地調査や航空写真などにより把握し見直しました。

そのため、場所によっては評価額が下落したり、上昇したりする場合があります。

※評価額が下がっている場合でも、負担調整措置（税額が急に上がるのを防ぐために、少しずつ税額を上げていく措置）によって税額が上がる場合があります。

家屋の評価替え

家屋の評価額は、「再建築費（※1）」と「経年減点補正率（※2）」をかけて計算します。

評価替えでは、過去３年間の建築物価の「変動率」をかけて、「再建築費」を計算し直します。今回の変動率は、平成25年７月と同28年７月の工事原価を比較して定められ、下表のとおり上昇しています。そのため評価額の減少が小さい、あるいは前年度と同じ評価額になっている場合もあります。前年度より評価額が上がることはありません。

※1　対象となる家屋を同じ場所にもう一度新築する場合の建築費を、国が定めた評価基準に基づいて計算したもの。

※2　家屋の経過年数に応じた補正率。下限まで下がりきっている古い家屋は、それ以上は下がりません（通常の木造住宅では25年、軽量鉄骨造住宅では30年かけて下限に達します）。

建築物価の変動率

評価替え年度（工事原価の時点）	木造	非木造
平成30年度（平成28年7月）	1.05	1.06

問い合わせ先　㊢税務課資産税係☎30-6138番、FAX22-1398番

4月1日から運用開始 違反対象物公表制度

㊢消防本部では、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反のある建物を、ホームページ上でお知らせする「違反対象物公表制度」を４月１日から運用開始します。

※詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先　㊢消防本部予防課☎22-0332、FAX22-9427

春の全国交通安全運動　４月６日㈮～同15日㈰

守ろう！交通ルール。広げよう思いやりの輪。

新生活が始まる季節です。楽しい生活を過ごすために、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、交通事故にあわないよう注意しましょう。

４月10日㈫は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

問い合わせ先　㊢交通対策課☎30-6134、FAX24-5211